資料6

令和元年度第2回森林の未来を考える懇談会資料

森林づくりの提言(案)

令和元年8月22日

福島県農林水産部森林計画課



森林づくりの提言(案)

令和元年 月 日

森林の未来を考える懇談会

令和元年 月 日

まえがき

森林は、清らかな水、豊かな実りをもたらす、大地や海を育み、地球温暖化防止や生物多様性保全にも重要な役割を果たすなど、私たちに様々な恩恵をもたらしており、健全な森林の維持、管理を進めていくことは、大切な使命です。

福島県は、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へと引き継いでいくため、平成17年に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定し、平成18年度からは森林環境税を導入、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成など、緑あふれる県土づくり・心づくりに努めてきました。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災による海岸防災林の流 出や放射性物資の拡散により、森林を取り巻く環境は大きく変化し、森林と 人との関わりが薄れ、森林づくり活動も停滞しました。

こうした状況を踏まえ、平成25年に森林づくり検討委員会により新しい森林づくりを目指した「森林づくり活動推進についての提言」が策定されました。

平成30年6月には、提言のシンボルイベントである「第69回全国植樹祭ふくしま2018」が上皇上皇后両陛下の御臨席を仰ぎ開催され、「育てよう 希望の森を いのちの森を」を大会テーマに、復興に向けて強く歩み続ける福島県民の姿や未来につなぐ希望の森林づくりへの思いが広く発信されました。

また、同年11月には「ふくしま植樹祭~ABMORI~」が開催され、全国 植樹祭の開催理念を継承し、未来を担う子供たちに美しいふるさとを継承す るための森林づくりが行なわれました。

これまでの森林づくりによって培われてきた豊かな森林を、次世代を担う未来の子供たちへ引き継ぐため、「みんなで 未来につなぐ 希望の森林づくり」により、県民一人一人が森林づくりを支え、参加し、積極的に展開されるよう提言いたします。

目 次

まえがき

	ペーシ
1 森林 づくりについて	1
(1) 森林 づくりの定義	
1	
(2)森林づくりのテーマ	1
2 森林づくりを取り巻く環境	1
(1)森林・林業の現状	1
(2)森林・林業の課題	1
(3) 東日本大震災と森林の被害	2
(4)森林への関心	2
(5) 人と森林との関わり	2
3 森林 づくりの現状	3
(1)森林環境の現状と東日本大震災からの復旧・復興	3
(2)森林環境教育・学習の現状	3
4 森林 づくりの課題	4
(1)森林環境の回復と森林づくり	4
(2) 学校教育と森林づくり	4
(3)人と森林との絆の回復	5
(4) 国際的な取組の推進	5
5 森林 づくりのめざす姿	6
(1) 森林 づくりは、人づくり	6
(2) 10年後の姿	6
(3) 30 年後の姿	7
6 森林づくりの具体的内容	9
(1)森林づくり意識醸成活動の推進	9
(2)継続的な森林環境教育・学習・活動の推進	9

(3)森林づくり指導者の育成	11
7 森林 づくりの役割分担	11
(1) 個人・家庭の役割	12
(2) 企業の役割	12
(3) NPO などの団体の役割	12
(4) 行政機関の役割	13
おわりに	13
トピックス	14

1 森林 づくりについて

(1) 森林 づくりの定義

福島の豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代に引き継ぐため、県民一 人一人が参画する、森林に関する活動。

(以下、「森林づくり」は「もりづくり」と読みます。)

(2) 森林づくりのテーマ

『みんなで 未来につなぐ 希望の森林づくり』

2 森林づくりを取り巻く環境

(1) 森林・林業の現状

本県の森林面積は974千haで県土面積の71%を占め、全国第4位の森林県となっています。この内、個人や市町村などが所有する民有林566千haの中で、人工林の約三分の一は間伐を必要とする4から9齢級(16年生から45年生)、約半分は11齢級以上の高齢級林分であり、単位面積当りの蓄積は505㎡/haと森林資源が充実し、本格的な利用期を迎えています。

また、本県における木材供給量に占める県産材の割合は65%となっています。

(2) 森林・林業の課題

森林資源の充実に対し、民有林の素材生産量は森林の年間成長量1,279千㎡の約4割の553千㎡と低水準で、木材価格の低迷により素材生産が進まないことや、林業の担い手不足等により森林整備の停滞が懸念されます。

また、放射性物質の拡散の影響によるきのこ原木生産の停滞が影響し、広葉樹林の整備が停滞していることも大きな課題です。

[※] 森林づくりの定義:本文中の記載に加え、「営林活動を除く」。

[※] 平成 30 年福島県森林・林業統計書 (平成 29 年度):福島県森林面積 974 千 ha、民有林 566 千 ha、国有林 408 千 ha。人工林面積 339 千 ha,天然林面積 583 千 ha、人工林率 34.8%。

[※] 民有人工林面積 207 千 ha の約 1/3 の 68 千 ha が $IV\sim IX$ 齢級の要間伐森林。収穫期である XI齢級以上は約半分を占め 108 千 ha。

[※] 民有林素材生産量 553 千㎡(平成 29 年)。年間成長量 1,278.5 ㎡(平成 29 年度)

[※] 民有林人工林の材積/面積:104,523 千㎡/206,925ha = 505 ㎡/ha (平成 29 年度)

更に、充実した資源を活かす時代となり、伐って、使って、植えて、育 てる持続可能な森林経営による森林の整備・管理を進めていくこともが課 題となっています。

(3) 東日本大震災と森林の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の大規模な津波によって、海岸防災林の約6割が流失の被害を受けるなど、未曽有の被害規模となりました。また、それに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、森林を取り巻く環境が大きく変化しました。

このような中、県民や企業、NPOなどの団体、学校などにより、海岸防災林の復旧・再生や、放射性物質の影響を受けた森林の再生に向けた取組が進められています。

(4)森林への関心

森林は、生態系の保全や木材等の物質生産、地球温暖化の緩和、土砂災 害等の防止や土壌保全、水源かん養、保健・レクリエーションの場の提供 など様々な機能を有し、このような多面的機能の持続的発揮により、地域 社会の発展と豊かな県民生活の安定向上に大きな役割を果たしています。

その中で社会からは、森林に期待される働きとして、「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、「地球温暖化防止に貢献する働き」、「水資源を蓄える働き」が依然として高いことに加え、「住宅用建材等の木材を生産する働き」への期待が高まってきています。

(5) 人と森林との関わり

森林は人々の生活に密接に関わってきた長い歴史を持っており、木材を

[※] 森林・林業基本法における森林環境教育の位置づけ

第1章第3条第2項: (略)森林及び林業に関する国民の理解を深めつつ、林産物の利用の促進が図られなければならない。

第3章第17条:国は、(中略)公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

始めとする林産物の供給のみならず、森林が育む豊かな水は、農業や水産業にも大きな恵みを与えており、地域に根差した酒造りなどの商工業にも大きな恵みを与えています。

また、人々の暮らしに身近な森林である里山においては、山菜等の食料や薪等の燃料など多くの生活資源を提供してきただけでなく、漆工芸品や桐箪笥、つる細工などの地域産業や文化の形成、特徴のある景観形成にも寄与してきました。

一方で、森林と人との絆が希薄となり、里山の荒廃した姿が見られるようになりました。

3 森林づくりの現状

(1) 森林環境の現状と東日本大震災からの復旧・復興

海岸防災林や里山林等の県内各地の森林は、企業やNPOなどの団体、個人による森林ボランティア活動のフィールドとして活用されてきましたが、東日本大震災による海岸防災林の流出や放射性物質の拡散により、森林づくり意識醸成活動は停滞し、森林づくりフィールドも十分に活用されなくなりました。

このような中、平成25年に「森林づくり活動推進についての提言」が策定されたことを契機に、森林づくりフィールドなどの森林環境の回復が図られ、森林づくり意識醸成活動の推進が図られました。

(2) 森林環境教育・学習の現状

ふくしま県民の森などの公の施設や学校林は、森林や樹木を知るといった調べ学習や体感する教育活動、森林環境学習の場を総合的に提供することができる教育資源です。原子力発電所の事故による森林への放射性物質

※ 本提言においては

「森林環境学習」:自らの意思で森林環境について学び活動すること。

「森林環境教育」:森林環境について教育を受けることにより意識の醸成が図られ活動していく。

の拡散や森林と人々との関係が希薄になったことで、子供たちの森林に触れる機会や、森林を活用して学ぶ機会が減少しています。

また、IT化や学校教育などの時代の流れの中で、森林づくりの環境は 今、大きく変化してきております。

4 森林づくりの課題

(1) 森林環境の回復と森林づくり

ボランティア等による森林づくりは、単に森林整備の推進にとどまることなく、幅広い世代が森林づくり意識醸成活動に取り組むことで、森林を身近に感じ、人と森林の関係性の回復へと繋がることが期待されます。

植栽や森林再生等による森林環境の回復により、森林づくり意識醸成活動も回復してきています。この機運をつかみ、県民全員が参画する森林づくりの更なる盛り上がりに繋げていく必要があります。

第69回全国植樹祭は、「育てよう 希望の森を いのちの森を」をテーマに県民参加の森林づくりを、見直し進める良い契機となりました。

(2) 学校教育と森林づくり

持続可能な社会の構築に果たす森林づくりの役割や、木材利用の意義に対する理解を国が推進していることから、森林分野と教育分野の双方から森林環境教育を推進する機運が高まっていますが、野外活動などを含む森林環境教育の現場では、指導者の不足や放射性物質の影響により小・中学校における森林環境教育が実施されなくなるなど、森林づくりから遠ざかってしまいました。

また、国が総合的かつ計画的に講ずべき施策として森林環境教育等の充実を掲げ、森林ESDの取組を推進しており、森林づくりの意識醸成活動の

[※] 持続可能な開発のための教育(ESD)に関するアクションプログラムがユネスコ総会で採択。政策会議において、国の方針として森林環境教育は、特に教育機関と連携しながら学校の教育課程での活動推進を強調。

[※] 森林 ESD:森林分野と教育分野が連携・協働して、双方の視点と価値観を併せ持った活動 を展開していくこと。

一層の推進のため、森林環境教育プログラムの整備やフィールドの提供等 に取り組む必要があります。

(3) 人と森林との絆の回復

生活習慣や経済情勢の変化などにより、培われてきた人と森林との絆は 希薄になりました。その結果、人の生活に密着していた里山林は荒廃し、 森林に生息する野生動物による農産物被害や、その出没による人の生活圏 での安全確保も脅かされる事態が引き起こされ、地域に根ざした森林文化 の衰退や技術継承の断絶も懸念されます。

森林づくりへの意識の醸成を図り、人と森林との絆を回復させ、野生動物等が出没しにくい環境(緩衝帯)整備に取り組む必要があります。

先人達が森林との関わり合いの中で守り育ててきた森林の歴史とその精神を再認識するとともに、県民が森林に親しむ機会を拡大しながら、森に遊び、森に学び、森に働き、森を守り、森に暮らす、人と森林との関わりを深めていく必要があります。

森林との暮らしをより良いものとするために、失われた森林づくりを取り戻すための人づくり、心づくり対策を続ける、広げる取り組みが重要です。

また、スギ・ヒノキなどの花粉発生源対策を進めることに対する期待も大きくなっていることから、花粉の少ない苗木に植え替えるなどの対策も必要となってきています。

(4) 国際的な取組の推進

持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)の中の17のゴールの内、森林の活動が14の目標達成に寄与するとされており、SDGs推進本部が

[※] 森林づくり意識醸成活動参加者は、震災前の平成 22 年度に対し、平成 23 年度は 70%に減少したが、平成 29 年度には 130%に回復。

[※] 公の施設の利用者数は、震災前の平成 22 年度に対し、平成 23 年度は 74%に減少したが、 平成 26 年度には震災前の水準。

[※] 森林づくり意識醸成活動参加者は、森林整備ボランティア、林業体験、自然観察などの野 外活動と、木工体験、森林教室などの屋外活動の参加者数の合計。

[※] 公の施設:ふくしま県民の森フォレストパークあだたら、福島県総合緑化センター、福島県昭和の森

決定した「SDGsアクションプラン2019」には、人材育成として「「緑の雇用」新規就業者の育成」等が、生物多様性等環境の保全として「林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮」に向けた諸施策等が盛り込まれました。地球温暖化などの環境問題やSDGsの実施方針などにより、世界規模で森林づくりの必要性、重要性が高まりを見せています。森林の活動の果たすべき役割は大きくなっており、取組の一層の推進が必要です。

5 森林づくりのめざす姿

(1) 森林づくりは、人づくり

ふくしまで暮らす私たちは、森林に感謝し、畏れ敬い、多彩な森林文化 を育みながら、人や物を大切にする優しい心を深めてきました。

しかし、未曾有の被害を与えた東北地方太平洋沖地震とそれに続く、原子力発電所の事故は、福島の森林に多大な影響を与え続けており、私たちの日常生活においても、森林は放射性物質の影響を受けたことで、身近な存在ではなくなってしまいました。

森林文化のくに・ふくしま県民憲章を規範とする森林づくりは、震災からの復旧・復興の中で埋もれてしまいましたが、第69回全国植樹祭の開催を契機に、少しずつ取り戻しつつあります。

これを確かなものとし、ふくしまで暮らすことの意義深さを、さらに深 化させ、8年間という停滞していた期間を取り戻すために、県民憲章に基づ く活動の一層の取組が必要です。

(2) 10年後の姿

津波で失われた海岸防災林の復旧は順調に進み、育樹が続けられ、放射 性物質の影響を受けた森林の再生により、木材の利用も着実に進められて います。個人・家庭、企業やNPOなどの団体が主体性をもって積極的に森 林づくりに参画するなど、森林づくりが多様化し、幅広い主体によって森 林が守り育てられています。

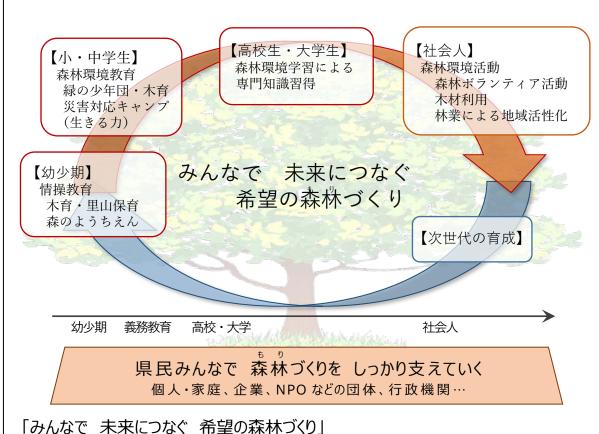
(3)30年後の姿

次世代が主役となる頃、青々と生育する海岸防災林により住民の暮らし は潮風害や津波などから守られ、一方、森林における放射性物質の影響は 減少し、多くの人々が訪れるなど新しい森林と人との関わりが生まれ、森 林は生き生きと活力に満ちています。

県内各地では、特色ある多様な森林文化が継承され、森林文化のくに・ ふくしま県民憲章が浸透するとともに、建築材から木質バイオマス燃料、 山菜や清らかな水など、豊かな森林の恵みによって、森林に感謝し、森林 の持つ多面的機能の重要性が理解され、「森林と人との共生」の理念が根 付いています。

[※] SDGs(エス・ディー・ジーズ:持続可能な開発目標):2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。

[※] 森林と SDGs: 2017 年に国連森林フォーラムが採択した「国連森林戦略計画 2017-2030」では、「森林の活動が SDGs の 17 目標のうち、じつに 14 の目標達成(貧困、飢餓、健康と福祉、教育、ジェンダー平等、安全な水とトイレ、エネルギー、経済成長、技術革新、街づくり、つくる責任つかう責任、気候変動、海の豊かさ、陸の豊かさといった課題対処)に寄与する」とされる。



- 関わり方は年齢などにより変わっても、幼少期から社会人まで、全ての世 代・地域の県民に森林環境教育などの森林に関わる機会を創出する。
- 全ての世代・地域の県民が森林づくり意識醸成活動に参加することで、人 々・地域の繋がりが次世代を育成していく。
- 地域に応じた多様な森林づくりを個人、企業、NPO などの団体そして行 政機関などの多様な主体で支え、さまざまな取組をすすめていく仕組み。

6 森林づくりの具体的内容

森林づくりの効果が表れるまでには時間を要し、その効果を肌で感じ取ることは難しいのが現状です。

実感はできなくても、森林づくりへのその対策は急務となっております。「森林づくりのめざす姿」の実現に向けて、次の具体的な取組の実行を提言します。

(1) 森林づくり意識醸成活動の推進

森林づくり意識醸成活動の参加者数は、震災前を上回るまでになりましたが、ふくしま県民の森などの公の施設や、復旧が進む海岸防災林、里山林等の森林づくりフィールドは十分活用されているとは言えません。

ふくしまの森林を身近なものとするため、森林の恵みにより生活が支えられていることを再認識し、森林づくりの大切さを考えるきっかけとなる普及活動をあらゆる媒体を通して行っていくとともに、次の施策の構築が急務と考えます。

「森林づくりフィールドの整備、積極的な活用促進に向けた施策」

「 森林づくりの心を育むためのコンクール・イベントの開催 |

「 ふくしま植樹祭の継続開催等による森林づくり意識醸成活動の推進」 「森林づくりを通し、複合災害からの復興再生に取り組む福島の今を広 く発信し、共感の輪を一層広げていく普及活動の実施」

(2) 継続的な森林環境教育・学習・活動の推進

幼少期から成人、高齢の参加者に至るまで広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動を推進するためには、それぞれの世代に即した森林環境教育・学習、森林環境活動を提供することが重要です。

[※] 森林づくり意識醸成活動参加者は、震災前の平成 22 年度に対し、平成 23 年度は 70%に減少したが、平成 30 年度には 150%に回復。

[※] 公の施設の利用者数は、震災前の平成 22 年度に対し、平成 23 年度は 74%に減少したが、 平成 26 年度には震災前の水準に回復。

[※] 森林づくり意識醸成活動参加者は、森林整備ボランティア、林業体験、自然観察などの野 外活動と、木工体験、森林教室などの屋外活動の参加者数の合計。

[※] 公の施設:ふくしま県民の森フォレストパークあだたら、福島県総合緑化センター、福島県昭和の森.

○ 情操教育

震災以降、依然として「森はこわい」という認識もあります。里山保育や森のようちえん、木育といった幼少期の情操教育に寄与する森林づくりの理念形成プログラムを実践し、「危険を理解し、森を楽しむ」という認識を広め、森林づくりは大切という認識を身に着けるため、県内600施設、約5万人の幼稚園児、保育園児を対象とし、実践的な計画に基づいて重点的に取り組むことが必要です。

○ 森林環境教育

小・中学生の子供たちを対象とした緑の少年団活動といった森林の中での自然体験活動は、「交友・協調」「適応行動」などの社会的スキルや判断力といった「生きる力」への効果に大きく働き、福島県だからこそ学ぶ意義が大きい「災害対応キャンプ」は、「生きる力」獲得が期待される重要な取組の一つです。

森林づくりの次代を担う「緑の少年団」の育成に向けて、教育機関と連携のもとに野外教育活動や学校林の活用、副読本の作成などに積極的に取り組むことが必要です。

森林環境学習・活動

高校生や大学生には、より専門的知識の習得を目的とした森林環境学習の機会を提供し、社会人にはライフスタイルに応じた森林環境活動などへの参加を促します。全ての世代に森林環境教育などの森林に関わる機会を創出することで森林づくりへの意識醸成を促進します。

子どもからお年寄りまで、世代間の交流や健康増進、生活の知恵、文 化の継承ができる活動に継続的に取り組む必要があります。

これらの森林づくりの推進に当たっては、森林環境教育指導者の派遣 や野外での森林教室の企画など、森林分野と教育分野が連携した積極的

^{※ 「}生きる力」:1996 年、文部省(現在の文部科学省)の中央教育審議会が答申の中で、「変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な資質・能力の総称」と位置づけた。以降、文部科学省の学習指導要領において「生きる力」がその理念とされる。本提言においては、災害発生時などに自分で考え学び、備え、様々な課題の解決方法を探ることで得られる「生きる力」を意味する。

[※] 森林環境教育指導者:もりの案内人、グリーンフォレスターなど、森林づくりを実践指導できる指導者。インタープリターとしての役割も持ち、森林インストラクターを含む。

な取組に加え、森林・林業を多面的・総合的に捉え、学校教育の中で子供たちに分かり易く説明できる教材の提供を積極的に検討する必要があります。

(3) 森林づくり指導者の育成

福島県は三地方の気候や風土が異なり、森林環境も異なります。

三地方それぞれの森林づくり活動指導者が研修の場として活用できる森林づくりフィールドにおいて、地域に密着した特色のある活動ができる森林づくり指導者の育成を強化する必要があります。

県は、地域性にも配慮した森林環境教育プログラムを作成し、地域で活動する団体等に提供することで、教育機関と連携を図りながら、教育現場における教員の負担軽減も考慮していく必要があります。

「もりの案内人」や「グリーンフォレスター」の登録者は地域や世代に偏りが見受けられるため、世代交代等により活動が停滞することの無いよう、引き続き養成を図り、フォローアップ研修等を実施することで、自発的に地域の指導者として活動するための支援を行っていくことが必要であると考えます。

また、森林内での活動におけるリスクマネジメント等の安全管理研修を 開催し、取組を支援していくことも重要です。

7 森林づくりの役割分担

森林づくりの課題解決に向けては、企業やNPOなどの団体等、様々な実施主体が各々の役割をしっかり担っていくことが大切です。

次に、「森林づくりのめざす姿」の具体的な取組に向けた役割分担について提言します。

[※] 木育:木の良さやその利用の意義を学ぶ活動。

[※] もりの案内人:森林とのふれあいを通して森林の重要性等を県民に伝えるボランティアの 指導者。「もりの案内人養成講座」受講後、合格者を県が認定。

[※] グリーンフォレスター:森林整備活動等において林業の重要性や技術など広く県民に伝えるボランティアの指導者。「森林ボランティアリーダー育成講座」受講後、合格者を県が認定。

(1)個人・家庭の役割

森林環境教育・学習・活動を通して森林づくりに関心を持ち、緑の募金活動、NPOなどの団体、企業、市町村などが開催する森林づくりイベントへ参加などの緑化活動。SNSを利用した情報発信・拡散、そして家庭内での森づくり等に関する情報の共有などは、個人・家庭の重要な役割であると考えます。

(2)企業の役割

企業の森林づくり活動は、企業が森林づくりを社会貢献・環境貢献活動の場、社員・家族の福利厚生、環境教育の場として活用し、森林づくりの成果を二酸化炭素吸収量として県の認証を受けることができるメリットがあります。

国・県・市町村などが企業と連携して積極的にフィールドの提供を図り、森林づくりボランテイア等を受け入れる体制を構築、運営することで、「森林づくり協定」の締結等を促進し、森林づくりの活動を促進していくことが必要であると考えます。

(3) NPO などの団体の役割

NPOなどの団体は、県、市町村と連携し、地域との協力体制により、個人や企業などが参加しやすい、森林づくり意識醸成活動に関するイベント等の自発的な開催を担っていく重要な存在です。

森林づくりフィールドや活動内容、地域関係者等の情報を共有するため の森林づくりネットワークの体制を強化し、参加する個人などに情報発信 することで森林づくりの促進を図っていくことが必要であると考えます。

(4) 行政機関の役割

森林づくりの推進において、森林・林業行政や教育機関などの行政機関の果たすべき役割は大きく、企業などの実施主体への積極的、且つ適切な支援施策の構築などにより、森林づくりの意識醸成活動が促進されます。

行政機関は、森林に関する問題を現代社会の課題、地域の課題として捉えることで、地域住民への普及啓発を積極的に展開し、NPOなどの団体への一層の育成・支援が必要です。

また、幼少期の情操教育や小中学校の総合的な学習の時間における身近な森林の活用や、青少年が森林づくりについて体験・学習する機会の提供等を教育課程に積極的に取り入れることが必要であると考えます。

県民の誰もが森林づくりに参加できる手法の検討や、県民・企業等に森林づくりの重要性を広く普及啓発することに加え、森林ESDの浸透に向けた働きかけ、森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動を促進させることや、公有林の提供などによる森林づくりフィールドの確保など、積極的な支援が必要であると考えます。

おわりに

この提言により、長期的な視野のもと「みんなで 未来につなぐ 希望の森林づくり」をめざし、ふくしまで暮らすことの意義深さを認識し、特色ある多様な森林文化が継承され、森林文化のくに・ふくしま県民憲章が浸透していくことが重要です。

そのために、個人・家庭、企業、NPOなどの団体、行政機関などが一体となった県民運動として森林づくりを推進していくことが必要です。

森林・林業の現状を踏まえて、林業を産業にしっかりと結びつけるとともに、県民一人一人が森林づくりに参画し、健全な森林が次世代に引き継がれるための有効な施策が展開されることを要望します。

森林文化のくに・ふくしま県民憲章

(平成 17 年 11 月 20 日制定)

(前文)

ふくしまには豊かな森林、そして清流、湖沼、海、澄んだ空があります。

私たちは、遠い祖先のころから、森林に育まれた多くのいのちの一員として生きてきました。そして、森林に感謝し、畏(おそ)れ敬い、多彩な森林文化を育みながら、人や物を大切にする優しい心も深めてきました。

しかし、ときにこの感謝や畏(おそ)れ敬う気持ちを忘れ、母なる森林やそこに棲 (す)む多くのいのちを傷つけることもしました。

今、私たちは、ふくしまの森林が未来も豊かであり続けるよう守り育て、その心を 次世代に引き継ぐ責務があると考えます。

そのためには、私たち一人一人が、森林の恵みにより生活が支えられていることを 理解し、森林づくりの大切さを考え、今できる身近なことから行動することが大切で す。

私たち一人一人は、ここに、豊かな森林文化のくに・ふくしまを創ることを誓い、 この憲章を制定します。

(本文)

わたしたちは、

- 1.森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2.森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3.森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4.森林を守り育て、未来につなぎます。

トピックス 1

「第69回全国植樹祭ふくしま2018」の開催

平成30年6月10日、上皇上皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、南相馬市原町区雫地区で第69回全国植樹祭が開催されました。「育てよう希望の森をいのちの森を」を大会テーマに、復興に向けて力強く歩み続ける福島県民の姿や国内外から寄せられた温かい御支援に対する感謝の気持ち、未来につなぐ「希望の森林づくり」への思いが広く発信されました。

式典行事では、上皇上皇后両陛下によるお手植え、お手播きなどの他に、民俗芸能や震災からの復興を象徴するアトラクション、全国の都道府県と駐日外国公館への東日本大震災の支援への感謝の気持ちを添えた「三春滝ザクラ」、「はるか」の苗木の贈呈や、平成28年度から県内の全市町村を巡った「森林との絆づくり植樹リレー」のゴールセレモニーなども行われました。

海岸防災林約 4.6ha の植樹会場では、苗木のスクールステイ・ホームステイなど多くの 県民の皆さんが育てたクロマツやコナラの苗木約 14,500 本の記念植樹が行われました。 関連行事を含めて約 49,000 人が参加しました。





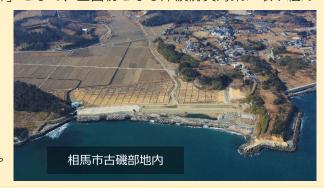
トピックス 2 東日本大震災からの復興状況

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」では、広範囲の強い地震と大規模な津波により、浜通り地方の海岸防災林の約6割に樹木の倒伏及び流出等の被害が発生した。更に、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物資が拡散し、未曽有の被害規模となり、「東日本大震災」と称される。

「県民の生命と財産を守る海岸防災林」として、全国初となる津波防災対策に取り組ん

だ復旧を行い、延長は約 40km に渡って概ね 200mの林帯幅を確保し、面積620ha の整備を進めている。

また、海岸防災林の植栽は県民参加 の森林づくり活動としても取り組み、 海岸林を県民全体で守り、育て、次の 世代に引き継ぐために、34,000人が参 加し、23.4haに 239,000 本を植栽した。



トピックス 3

里山での野生鳥獣害対策

かつて里山は、人が生業の場として利用することにより、野生鳥獣が出没しにくい空間となってきました。それは、生産活動や日々の生活による利用による人の圧力が効いていたことや下刈り、除間伐など森林整備により、見通しが良くなっていたためと考えられています。



ところが、現在の里山は、人による利用が

減少し、人の圧力が効かなくなっているばかりでなく、森林整備が進まず、林床も暗く、 林縁部も藪化して外から林内を見通すことが困難な里山が多くなっています。こうした里 山を野生鳥獣が隠れ場や山からの移動ルートとして利用しており、そうした個体が農作物 等被害を起こしていると考えられています。

そこで、県内では、集落ぐるみで野生鳥獣の利用する里山の状況を把握し、下刈りや除間伐を行い、見通しをよくした上で農地の境に電気柵等の進入防止柵を設置する取り組みが広がっています。こうした活動により地域の絆も深まり、地域の活性化にも一役買っています。

トピックス 4

災害対応キャンプ

東日本大震災で未曽有の災害を経験した福島県だからこそ、学ぶ意義の大きい「災害対応キャンプ」。このキャンプ体験は、東日本大震災の経験を活かし、単にアウトドア体験というだけではなく、災害発生時に役立つアウトドア技術を学び、森林の中で何ができるのか、自分で考え学び、備え、様々な課題の解決方法を探ることで、「生きる力」を身に着けて、高めていくことが期待される活動です。



ふくしま県民の森フォレストパークあだたらでは、平成30年8月~11月に3回開催し、132名が参加しました。令和元年度も既に1回開催しており、重要な取組の一つとして今後も開催していきます。